

導入促進基本計画

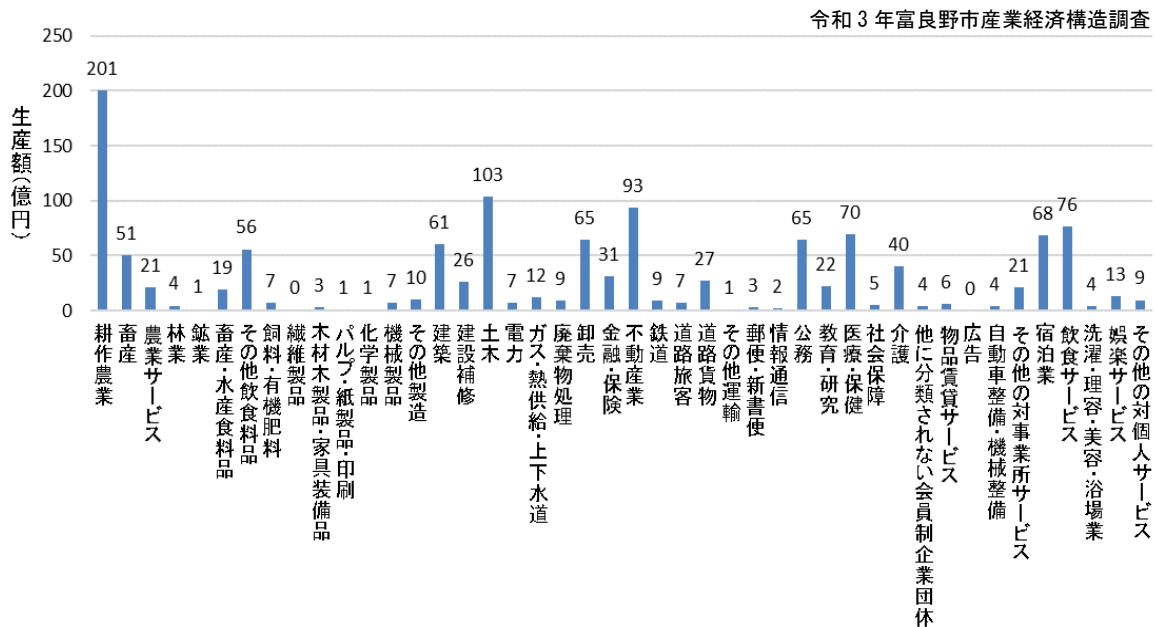
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

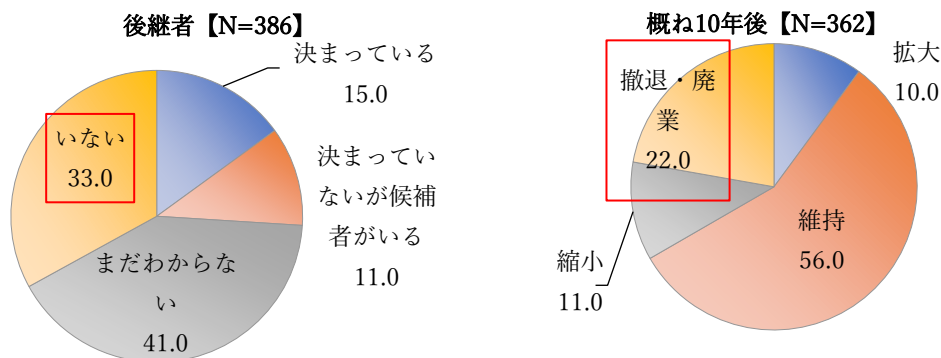
富良野市は農業と観光業を基幹産業として、上川南部地域における中核的な街として発展してきた。しかしながら少子高齢化による人口減少が進み、令和5年4月の人口はピーク時から約3割減少して2万人を切り、65歳以上の高齢化率は約35%となっている。

本市の産業構造については、令和元年の市内生産額1,333億円のうち、耕作農業201億円、畜産51億円、土木103億円、不動産業93億円、飲食サービス76億円、医療・保健70億円、宿泊業68億円であり、農業、対個人サービス業、建設土木業のウエイトが高い（令和3年富良野市産業経済構造調査）。

富良野市の業種別生産額



市内中小企業の実態については、経営者の半数以上が65歳以上、後継者が決まっている事業所が15%、10年後までに撤退・廃業を考えている事業所が22%あり、店舗の閉店によるシャッター街化も目立ってきている。



令和3年富良野市産業経済構造調査

富良野管内の有効求人倍率については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時 0.75 倍まで低下した後、感染拡大の落ち着きにより令和 5 年 3 月現在で 2.10 倍まで急激に上昇している。人口減少の進行と相まって、人材不足のますますの深刻化が懸念される状況である。

本市の経済規模を維持していくうえで、経営基盤の強化、事業承継、IT・DX 化の推進等生産性向上の取組は喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、本市中小企業者・小規模事業者等の先端設備等の導入を促し、労働生産性の向上を支援する。これを実現するための目標として、計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

農業と観光業を基幹産業とする本市においては、製造業やサービス業を含めた多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の経済、雇用を支えている多様な業種を広く支援し、事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、富良野市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の中小企業は、業種を問わず労働生産性が伸び悩んでおり、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月22日～令和7年6月21日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。